

## 第23期佐世保市農業委員会第17回総会議事録

1 開催日時 平成30年10月26日(金) 13時30分から14時45分

2 開催場所 佐世保市役所 4階 全員協議会室

3 出席農業委員(18名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	川上 宗康	委員 12番	富川 利光
委員 3番	阿波 茂敏	委員 13番	水口 一男
委員 4番	長谷川 清美	委員 14番	田中 広昭
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 15番	西尾 政喜
委員 6番	浦 清一	委員 16番	赤木 行秀
委員 7番	川口 勇二	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 8番	小川 徳衛	委員 18番	内野 正実
委員 9番	井手 源一郎	委員 19番	大宅 和子

4 欠席農業委員

10番 辻 茂樹

5 出席推進委員(18名)

針尾地区	原 和文	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	北村 憲治	中里地区	永田 富士夫
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	伊賀崎 典正
三川内地区	中里 政義	吉井地区	近藤 博
早岐地区	久野 利幸	世知原地区	岩佐 孝
日宇地区	磯本 安男	宇久地区	菅 徳雄
佐世保地区	松永 豊吉	小佐々地区	松田 眞
柚木地区	宮崎 敦	江迎地区	小川 憲人
大野地区	牟田 昇	鹿町地区	山口 英男

6 欠席推進委員(なし)

7 農業委員会事務局職員

事務局局長 堤 正英

事務局次長 中里 忠義

事務局係長 天羽 孝太郎  
事務局係長 太田 慎也  
事務局主査 博多屋 孝昭  
事務局主査 小村 貴光  
事務局主査 林 俊成  
事務局主事 小宗 翔太

## 8 議事日程

議事録署名委員の指名

第163号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
第164号議案 農地改良届について  
第165号議案 非農地証明願について  
第166号議案 非農地通知の取消について  
第167号議案 非農地通知について  
第168号議案 農用地利用集積計画(案)について  
第169号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について  
第170号議案 農用地利用配分計画(案)について

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について  
報告2 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について  
報告3 農地法第5条の規定による許可申請の取下申立書の受理について  
報告4 農地転用許可不要案件の受理について  
報告5 簡易な農地改良届出書の受理について  
報告6 裁判所及び法務局への農地現況回答について  
報告7 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について  
報告8 農地利用集積・配分計画解約通知について

## 9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第17回総会を開会いたします。一、開会。①会長挨拶。

会長 皆さま、こんにちは。  
本日は第17回の農業委員会総会ということでご出席いただきまして、誠にありがとうございます。今日は雨模様となっておりますが、先日までは過ごしやすい日々で農作業等も捗ったのではないかと思います。なお、皆様には全国農業新聞の普及推進活動等にご尽力いただいておりますことにこの場を借りてお礼申し上げます。今週号の長崎県版には、日宇地区を中心としたアスチルベ栽培の特集記事も掲載されておりますので、ご覧いただければと思います。また、

後ほど事務局からも連絡があるかと思いますが、残念なことに、四国地方の農業委員が転用に便宜を図った見返りに現金を受け取ったとして逮捕された事件が発生しております。皆様におかれましても、非常勤の公務員であることを再認識されまして活動していただきますようお願いいたします。長くなりましたが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

副 会 長      それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事 務 局      はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日は10番辻茂樹委員から欠席の届出がっておりますが、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員数が過半数を超えておりますので、本総会が成立していることをご報告いたします。以上です。

副 会 長      ありがとうございます、それでは、③議事録署名人については、18番 内野正実委員、19番 大宅和子委員、補充として1番 有馬秀志委員にお願いいたします。  
それでは早速、2の議事に入らせていただきます。

議 長      それでは議事に入ります。第163号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局      第163号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。  
1番、早岐地区。この案件につきましては、報告3でも記載しておりますが、先月の第16回総会に上程し、総会審議までに都市計画法の建築許可申請が受理に至らなかったため取下げられたものです。今回計画を見直され再度上程されております。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在、重尾町の2筆。地目は、登記田、現況休耕地。面積は2筆合計375㎡です。転用目的は分家住宅建築。権利は、使用貸借権設定です。施設は、住宅1棟木造瓦葺二階建、延床面積146.56㎡。併用地あり。耕作者なし。農地区分は、農振外、第2種農地、10ha未満小集団農地。参考事項としまして、こちらは広田中学校より南東に約100mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.4m。土留め工事の実施、擁壁を設け法面保護する。日照通風、建物高を加減、8.0m。排水計画、雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路。土地利用計画平面図、建物平面図・立面図添付、融資予定証明書、都市計画法許可申請受付書添付。都市計画法関係は分家住宅です。  
2番、日宇地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在、大塔町の1筆。地目は、登記田、現況荒地。面積は168㎡です。転用目的は資材置き場兼駐車場。権利は、所有権移転売買です。施設は、資材置き場38㎡、駐車場75㎡、通路及び転回広場55㎡。耕作者なし。農地区分は農振内白地、第2種農地、10ha未満小集団農地。参考事項としまして、こちらは大塔町バス停より北東に約370mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみを行う。日照通風、建築物は設置しないため被害の恐れなし。排水計画、雨水は水路放流、自然流下、汚水生活雑排水は生じない。土地利用計画平面図添付、一般事業計画書添付、資材置場等の事業計画書添付、預貯金残高証明書添付、法人登記簿、定款添付。都

市計画法関係は許可不要です。

3番、日宇地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在、大塔町の1筆。地目は、登記畑、現況休耕地。面積は106㎡です。転用目的は住宅用地。権利は、使用貸借権設定です。施設は、住宅1棟木造瓦葺二階建、延床面積116.02㎡。併用地あり。耕作者なし。農地区分は、農振内白地、第2種農地、10ha未満小集団農地。参考事項としまして、こちらは大塔自治会館より北に約500mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.6m、切土最高0.3m。擁壁を設ける。日照通風、付近に農地はなく、被害が生じる恐れなし。排水計画、雨水は溜枡、自然流下。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図、建物平面図・立面図添付、融資予定証明書添付、都市計画法許可申請受付書添付。都市計画法関係は連たん区域です。

4番、皆瀬地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在、踊石町の1筆。地目は、登記畑、現況荒地。面積は67㎡です。転用目的は露天駐車場。権利は、所有権移転売買です。施設は、露天駐車場2台。耕作者なし。農地区分は、農振内白地、第2種農地、10ha未満小集団農地。参考事項としまして、こちらは踊石町公民館より西に約100mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。日照通風、建築物は設置しないため被害の恐れなし。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。土地利用計画平面図、駐車場利用計画図添付、預貯金通帳の写添付。都市計画法関係は許可不要です。

5番、鹿町地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在、鹿町町船ノ村の1筆。地目は、登記畑、現況休耕地。面積は418㎡です。転用目的は牛舎建設。権利は、所有権移転売買です。施設は、牛舎1棟木造平屋建、延床面積81㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地、第2種農地、10ha未満小集団農地。参考事項としまして、こちらは船ノ村公民館より南東に約600mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。日照通風、建物高を加減3.8m。排水計画、雨水は溜枡。汚水は汲み取り。生活雑排水は溜枡から処理施設。土地利用計画平面図、建物平面図、立面図添付。一般事業計画書添付。預貯金通帳の写添付。農業生産基盤整備事業費補助金交付決定通知書の写添付。都市計画法関係は非線引き都市計画区域です。

以上5件です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 地区担当委員の調査結果をお願ひいたします。1番は早岐地区ですので、私から報告します。

八並会長 1番については、10月24日に久野推進委員とともに現地を確認いたしました。分家住宅ということで、被害防除計画の内容を遵守していただければ、問題ないと判断します。

議 長 地区担当の推進委員から何かご意見はありますか。

久野委員 推進委員の久野です。ただいま八並会長から報告があったとおりで問題ありません。

議 長 次に、2番、3番日宇地区。

- 6 番 6番の浦です。2、3番について10月23日に磯本推進委員と現地確認を行いました。  
2番は、周辺に農地は無く問題ないものと思います。  
3番についても、周辺農地への影響もなく問題ないものとみてきました。以上です。
- 議 長 地区担当の推進委員から何かご意見はありますか。
- 磯本委員 推進委員の磯本です。浦委員の報告のとおりで2番、3番ともに問題ありません。
- 議 長 4番、皆瀬地区。
- 1 9 番 19番大宅です。10月23日に山口推進委員と現地を確認しました。申請地の隣接は譲受人  
の自宅として、駐車場が必要となったための申請です。周囲は道路と宅地に囲まれており周辺  
農地に影響はありません。問題ございません。
- 議 長 地区担当の推進委員から何かご意見はありますか。
- 山口委員 皆瀬地区の山口です。ただいま大宅委員からの報告があったとおり、周辺に影響はなく問題  
ありません。
- 議 長 次に、5番鹿町地区。
- 1 8 番 18番内野です。10月23日に山口推進委員、譲受人とともに現地を確認いたしました。  
譲受人は大規模に畜産をなされております。今回、補助事業を使った牛舎の建設ということ  
で、周辺への影響も少なく問題ないもの見てきました。
- 議 長 地区担当の推進委員から何かご意見はありますか。
- 山口委員 鹿町地区の山口です。内野委員が報告したとおりでございまして、何ら問題ありません。
- 議 長 この件について、質問がある方はいらっしゃいますか。
- 1 3 番 13番水口です。  
3番の案件について、併用地に公衆用道路の一部が含まれていますが、宅地転用する際に  
公衆用道路を取り込むことについて、問題ないものかお尋ねします。
- 事 務 局 事務局です。まず、この案件の併用地に含まれる公衆用道路については個人の名義となっ  
ています。これに代わる道路も近くにあり、隣接地への進入には支障はなく、建築基準法上の審  
査をなされておりますので、問題ないものと判断しています。

議 長 ほかに質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第163号議案については許可相当として県に進達いたします。次に、第164号議案 農地改良届について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第164号議案 農地改良届について、ご説明いたします。

1番、早岐地区。届出人は記載のとおりです。土地の所在は、重尾町の1筆。地目は、登記現況ともに田。農地面積は952㎡で、施工面積も同じです。農地改良を必要とする理由としては、現在の水稲作付から柑橘栽培を行う畑に転換する。参考事項としまして、こちらは、重尾町公民館分館より南に約180mの位置にあります。作付計画は、みかん。作付予定日は、平成31年3月31日。工事期間は、平成31年1月10日から平成31年2月10日。施工業者は記載のとおりで、土の採取場所は重尾町の隣接山林となっています。土の種類は、山土。埋立ての高さは、平均0.5mとなっております。土の量は476㎡で、添付書類等は記載のとおりです。こちらは、農振内白地です。

以上、1件、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 はい、それでは地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番は早岐地区ですので私から報告いたします。

八並会長 1番については、10月24日に久野委員と現地確認いたしました。届出人はみかん農家で、作付面積の拡大のために田を畑に転換するものです。周辺への影響もなく問題ないものと判断いたします。

議 長 地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

久野委員 早岐地区の久野です。いま、八並会長が言われたとおり、問題ありません。

議 長 はい、以上の件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは第164号議案の農地改良届を受理することといたします。  
次に、第165号議案 非農地証明願について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 第165号議案 非農地証明願について、ご説明いたします。

1番柚木地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は筒井町、地目は登記宅地、現況荒地、面積491.30㎡、願出の理由、昭和60年頃から当該土地を畑として利用し始めた為、当時の資産税課に申し出て課税地目が畑となった。平成10年ころまで耕作していたが、その後は一切農地として利用しておらず、宅地に囲まれた荒廃地となっている。参考事項としまして、柚木中学校から北側の方向、約160mの位置にあります。市街化区域で事由の②-3-2に該当します。

2番大野地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は松原町、地目は田、現況雑種地、面積520㎡、願出の理由、昭和46年5月7日付で転用目的住家・物置として転用届が受理され、昭和49年の間に計画どおり建築された。その後平成26年8月頃に建物を解体し、近隣住民が駐車場として利用されている。参考事項としまして、県営矢峰団地から南西に約340mの位置にあります。市街化区域で事由の②-3-4に該当します。

以上2件です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番 柚木地区。

8番 8番小川です。10月21日に宮崎推進委員と現地確認を行いました。  
願出のとおりで問題はありません。よろしく願いします。

議長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

宮崎委員 柚木地区の宮崎です。小川委員から報告があったとおりで何ら問題無いと思います。

議長 2番 大野地区。

9番 9番の井手です。10月21日に牟田推進委員と現地確認を行いました。  
願出の理由のとおり、転用届が受理されて以前は宅地でしたが、最近解体し現在は駐車場として利用されています。問題ありません。よろしく願いします。

議長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

牟田委員 大野地区の牟田です。何ら問題無いと思います。以上です。

議長 はい、この件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第165号議案について非農地証明書を交付することといたします。

次に、第166号議案 非農地通知の取消について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第166号議案 非農地通知の取消について説明いたします。6ページ上段に記載のとおり各農業委員会総会開催日において「非農地」と判断した土地について、申出等により現地再調査を行った結果、土地位置等に誤りがあったことが判明し、「農地」に該当すると判断したため、非農地通知を取り消すものです。

土地の所在は記載のとおりです。地目、面積等は記載のとおりです。

現地再調査日は、江上地区が平成30年9月27日で、宇久地区が平成30年9月19日です。

現況につきましては、耕作中、保全管理中、一部耕作中、一部保全管理中でした。

取消にあたりましては、改めて、非農地通知の取消の通知を土地の所有者の方に送ることになります。

以上です。ご審議よろしくお願いいいたします。

議 長 ありがとうございます。質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第166号議案について、非農地通知を取り消すことといたします。

次に、第167号議案 非農地通知について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 議案説明の前に、三川内地区の85番は耕作中、早岐地区の87・88番が保全管理中と、地番特定に誤りがあったため削除願います。

それでは第167号議案 非農地通知について説明いたします。

今回の非農地通知案件は、合計で1,160筆、面積504,997.7㎡となっています。

これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。



本総会で承認していただきましたら、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。

なお、30ページの689番につきましては、西尾委員の関連案件ですので、先に審議をお願いします。

議 長 それでは、30ページの689番につきまして、西尾委員の関連案件ですので、先に審議します。西尾委員は一時退席願います。

～西尾委員退席～

議 長 この案件について、質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。689番について非農地通知を発出いたします。西尾委員につきましては入室し、着席してください。

～西尾委員着席～

議 長 それでは689番を除く案件について、質問がある方はいらっしゃいますか。

西尾委員 1123番、1124番については、直近で解消されております。この2筆については非農地通知の発出はできないと考えます。

事務局 事務局です。直近での解消については把握できておりませんでしたので、1123番、1124番については議案から削除をお願いいたします。

議 長 それでは1123番、1124番は削除いたします。ほかに質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。ただいま上程されております、85、87、88、1123、1124番以外について非農地通知を発出することに賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。第167号議案について、非農地通知を発出することといたします。  
次に、第168号議案 農用地利用集積計画(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第168号議案 農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。  
利用権の設定は、針尾地区3件、江上地区1件、三川内地区1件、柚木地区1件、世知原地区2件、宇久地区9件の計17件です。  
氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第168号議案はすべて承認されましたので、(案)を削除願います。  
次に、第169号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第169号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。  
農地中間管理事業に係る利用権設定につきまして、宮地区7件、三川内地区8件、大野地区1件、鹿町地区38件の計54件申し出がありました。氏名並びに権利の内容等は、記載のとおりです。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 はい、それでは何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第169号議案については承認されましたので、(案)を削除願います。

次に、第170号議案 農用地利用配分計画(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 第170号議案 農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。  
農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、宮地区12件、三川内地区5件、柚木地区2件、大野地区1件、鹿町地区35件の計55件計画されています。  
こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、第169号議案で審議された農用地利用集積計画の公告が完了した後に、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

議長 はい、それではこの件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

6番 6番の浦です。借受人として80歳以上の高齢者が見受けられますが、今後10年間、継続的な耕作が可能なのでしょうか。

事務局 事務局です。今回の借受人は問題ないものと確認しております。  
なお、万が一借受人が耕作できなくなった場合は、長崎県農地中間管理機構が責任持って次の借受人を見つけますし、見つかるまでの期間の管理を行うこととなっております。

委員 (なし)

議長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは第170号議案についてはすべて承認されましたので、(案)を削除願います。

続きまして、報告事項に移ります。報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告についてご説明いたします。  
三川内地区1件、相浦・九十九地区1件について、相続による農地の権利取得にかかる届出を受理しています。以上、報告いたします。

議長 報告2 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告2 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。平成30年10月2日付局長専決事項として早岐地区1件、相浦、九十九地

区1件、平成30年10月10日付局長専決事項として日宇地区1件、平成30年10月17日付局長専決事項として皆瀬地区1件、相浦、九十九地区2件の計6件を受理しております。以上、報告いたします。

議 長 報告3 農地法第5条の規定による許可申請の取下申立書の受理について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告3 農地法第5条の規定による許可申請の取下申立書の受理について、ご説明いたします。早岐地区において、先月の第16回総会案件について取下申立書が提出され、受理しております。取下の理由等につきましては、記載のとおりです。  
以上、報告いたします。

議 長 報告4 農地転用許可不要案件の受理について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告4 農地転用許可不要案件の受理について、ご説明いたします。認定電気通信事業者による農地転用許可不要案件について、相浦・九十九地区1件、鹿町地区1件の計2件受理しています。受理日が6月、9月ということで報告が遅くなり申し訳ございませんでした。

議 長 報告5 簡易な農地改良届出書の受理について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告5 簡易な農地改良届出書の受理について、ご説明いたします。  
盛り土の高さ0、5m以内の農地改良を行うことを目的とした簡易な農地改良届出書について、江迎地区で1件受理しております。以上、報告いたします。

議 長 報告6 裁判所及び法務局への農地現況回答について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告6 裁判所及び法務局への農地現況回答について、ご説明いたします。  
登記地目変更申請に伴い、江上地区1件、相浦・九十九地区1件の計2件法務局より照会があったため、地区の委員及び事務局職員で現地調査を行い、いずれも現況非農地として回答しております。以上報告いたします。

議 長 報告7 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告7 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について、ご説明いたします。  
早岐地区、相浦・九十九地区におきまして、それぞれ1件の計2件、記載のとおり目的により開発事前協議が開催されておりますので、ご報告いたします。以上です。

議 長 報告8 農用地利用集積・配分計画解約通知について、事務局の説明をお願いします。

- 事務局 報告8 農用地利用集積・配分計画解約通知について、ご説明いたします。  
農用地利用配分計画について、柚木地区2件、世知原地区2件の合計4件の解約通知を受  
理しております。以上報告いたします。
- 議長 ありがとうございます。以上で報告案件が終わりましたので、その他に移ります。事務局、お願  
いします。
- 事務局 **【農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書について】**  
  
**【全国農業新聞の普及推進について】**  
  
**【農業委員の綱紀粛正について】**  
  
**【11月のブロック会議の開催について】**  
  
**【農業委員、推進委員の先進地視察研修について】**
- 議長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。
- 副会長 本日は、長時間にわたり慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これもちまして、  
第17回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。